

「JCSS 登録及び認定の一般要求事項」(JCRP21) 第 21 版改正案にかかるご意見及び回答

ご意見	回答
<p>5.2.2.9 電磁的方法による校正証明書の発行</p> <p>電磁的方法による校正証明書の発行・メール添付、サーバ接続、CD 配付等の手段が記載されています。この場合、以下項目との整合についてどのような解釈を想定しているのか(どのようなツールを想定しているのか) 追記が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2.2.5 校正証明書の扱い：校正証明書を複数部発行する場合、識別をつけること、とある。ここでいう複数部というのは、校正事業者が校正証明書の電子データを複数回発行するときは識別を付けることは理解できるが、受けた側も複数部印刷できる。この場合の識別方法について、方法の追記が必要と考えます。</li> <li>・9.3.3 校正証明書の複写：校正証明書の複写を行った場合、正本と区別すること、とある。受けた側は送られてきた電子データについて電子データ自体を正本として、印刷されたものは正本以外ということを想定しているのでしょうか？その場合、どういったツールを想定しているのでしょうか？(モニタ画面に映し出されるものには”複写”を示すものがなく、印刷すると”複写”ができるようなツール?) 具体的に想定するツールの追記が必要と考えます。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>5.2.2.5 は電子校正証明書を発行する校正事業者に対する要求事項であり、校正の依頼者（顧客）へは適用されません。電子校正証明書を複数回発行する場合の識別を検討いただければよいと考えます。</p> <p>また 9.3.3 では、紙発行された校正証明書について、例えば高度なカラー複写によりどちらが正本か分からなくなるようなケースが想定されますが、電子発行する場合は電子版がいわゆる“正本”であり、印刷物への識別付記がなくても明らかに“正本”とは識別できますので、対応は不要と言えます。また、校正証明書に対する不正な改ざんのリスクも想定されますが、5.2.2.9 に基づきしっかりとした改ざん防止策が執られているのであれば、上述のようなリスクもなく、やはり紙印刷版に対する 9.3.3 にあるような明確な識別は必須ではないと考えられます。</p> <p>校正事業者が自身で発行する電子校正証明書のセキュリティの程度を考慮し、上述のようなリスクを考慮した上で 9.3.3 への対応を検討いただく必要があります。もし識別を依頼者に要求する場合でも、必ずしも例示いただいた特殊なツールを発行事業者が導入する必要はなく、何らかの手段を提案、または依頼者自身に検討いただければよいと考えます。</p>

	上記の理由により、いただいた具体的な追記のご提案には対応しないこととさせていただきます。ありがとうございます。
--	---

以上